又同日本院は中央労働委員会公益委員に諏訪康雄、三輪和雄、森戸英幸、鹿野菜穂子、鎌田耕一、木本洋子、両角道代、中窪裕也、仁田道夫、沖野眞已、植村京子、藤重由美子、山川隆一、山下友信及び山本眞弓を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は調達価格等算定委員会委員に植田和弘、山内弘隆、辰巳菊子、山地憲治及び髙村ゆかりを任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は運輸審議会委員に山田攝子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公害健康被害補償不服審査会委員に佐藤浩、佐々木隆一郎及び石井彰を任命することに同意した旨内閣に通知した。

議案提出

二月二十四日内閣から提出した議案は次のとおりである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案
独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案

質問書提出

二月二十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

地方創生交付金に関する質問主意書（中島克仁提出）

答弁書受領

二月二十四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員井坂信彦提出死因究明推進に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦提出支出官レートに関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦提出包括医療費算定に用いる標準病名マスタの補修に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦提出機能性食品表示に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦提出電力システム改革に関する質問に対する答弁書
衆議院議員緒方林太郎提出国際海峡に関する質問に対する答弁書
衆議院議員緒方林太郎提出サイバー攻撃と自衛権との関係に関する質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二提出ＴＰＰ交渉における国益に関する質問に対する答弁書
衆議院議員照屋寛徳提出米空軍嘉手納基地の機能及び訓練強化等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子提出防衛大学校のいじめ問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子提出安倍首相の中東外遊に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子提出前沖縄県知事が普天間飛行場の辺野古移設を承認した経緯を調査する第三者委員会に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員小熊慎司提出野生キノコの出荷制限に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則提出高度プロフェッショナル労働制（残業代ゼロ制度）の創設に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則提出労働者派遣法改正案の修正に関する再質問に対する答弁書

報告書受領

二月二十四日国と地方の協議の場議長菅義偉から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十六年度第三回）における協議の概要に関する報告書

参　議　院

議事日程

二月二十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第八号
平成二十七年二月二十五日（水曜日）
午前十時開議
第一　国家公務員等の任命に関する件

議案受領（予備審査）

二月二十四日内閣から次の議案が送付された。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（閣法第二二号）
独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案（閣法第二三号）

答弁書受領

二月二十四日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員糸数慶子提出名護市辺野古における沖縄防衛局による仮設桟橋設置工事に関する質問に対する答弁書（第二九号）
参議院議員櫻井充提出社会福祉法人における内部留保及び介護保険制度に関する質問に対する答弁書（第三〇号）
参議院議員浜田和幸提出ウイグル支援に関する質問に対する答弁書（第三一号）

報告書受領

二月二十四日国と地方の協議の場議長から、国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十六年度第三回）における協議の概要に関する報告書を受領した。

人事異動

内　閣

国務大臣に任命する
　林　芳正
国務大臣
　林　芳正
農林水産大臣を命ずる
同
　西川　公也
願に依り本官を免ずる（以上二月二十三日）

最高裁判所

大阪地方裁判所判事補兼大阪家庭裁判所判事補・大阪簡易裁判所判事
　近藤　貴浩
東京地方裁判所判事補に補する
最高裁判所事務総局総務局付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する（二月十六日）
　高等裁判所長官
　菅野　博之
大阪高等裁判所長官に補する
大津地方裁判所判事兼大津家庭裁判所判事
　川神　裕
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
　大阪地方裁判所判事
　西田　眞基
大津地方裁判所判事に補する
大津地方裁判所長を命ずる
兼ねて大津家庭裁判所判事に補する
大津家庭裁判所長を命ずる
　大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事
　橋本　一
大阪地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
　千葉地方裁判所主任書記官
　吉田　波佳
最高裁判所判事大谷直人付秘書官を命ずる（以上二月十七日）

○定年退官

最高裁判所判事白木勇は二月十四日限り定年退官
簡易裁判所判事鳩崎修は二月十六日限り定年退官

皇室事項

認証官任命式

二月二十三日午後六時四十分、宮中において、国務大臣林芳正の認証官任命式が行われた。

御祝電

天皇陛下は、二月二十五日クウェート国の国祭日につき、同月二十四日同国首長殿下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、滋賀労働局の関係労働者を代表する者村山吉宏の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成27年２月26日
厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、滋賀労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。
３　推薦締切日　平成27年３月９日
４　推薦書及び添付書類提出先　滋賀労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日
厚生労働大臣　殿
団体名及びその代表者名　　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。